

市町村などの財政破綻を未然に防ぐため、財政の健全性に関する比率の審査と公表を義務付けられています。四つの指標で健全度を示し、一つでも基準を超えると、健全化計画の策定や外部監査を義務付ける「財政の早期健全化団体」に移行し、さらに悪化すると破綻状態の「財政の再生団体」となり、事実上国の管轄下となります。

25年度算定結果

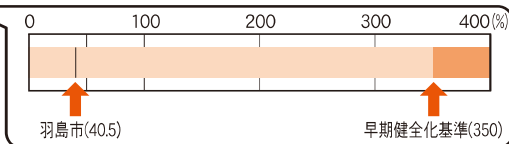
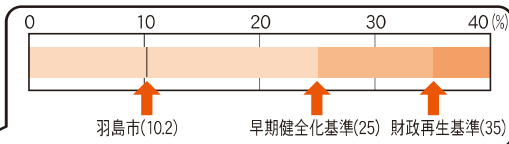
今回の健全化判断比率および資金不足比率は、下記のとおり基準を全て下回っており、当市の財政状況は健全段階であるという結果になりました。実質公債費比率は、10.2%で、前年度と比べ1.1%減少しています。将来負担比率は、40.5%で、昨年比べ15.7%減少しています。

今後、経費の削減、借入額の抑制に努め、財政の健全化に取り組んでいきます。

問い合わせ先 総務課（内線2355）

羽島市の健全化判断比率・資金不足比率の状況(平成25年度)

	早期健全化基準	財政再生基準	羽島市
①実質赤字比率	12.95%	20%	—
②連結実質赤字比率	17.95%	30%	—
③実質公債費比率	25%	35%	10.2%
④将来負担比率	350%		40.5%
	経営健全化基準		羽島市
⑤資金不足比率	20%		—



※①実質赤字比率・②連結実質赤字比率・⑤資金不足比率につきましては、赤字額が無い場合「—」で表示しています。

用語説明

■健全化判断比率とは

①実質赤字比率②連結実質赤字比率③実質公債費比率④将来負担比率の四つの財政指標の総称で、標準的な財政規模に対する割合を示します。

①実質赤字比率 一般会計等の実質的な収支の赤字額の割合。

②連結実質赤字比率 一般会計・特別会計・企業会計の実質的な収支の赤字額の割合。

③実質公債費比率 一般会計が負担する公債費（借金の返済額）や、企業会計等の公債費に充てるための繰出金等の割合。

④将来負担比率 地方債残高（借金の残高）など将来負担すべき実質的な負債額の割合。

■資金不足比率とは

公営企業ごとに資金の不足状況を算定するもので、この比率が高くなるほど経営状況に問題があります。

資金不足比率 資金不足額の事業の規模に対する割合。